

## 審 査 基 準

平成19年10月31日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 火薬類取締法第25条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）</li><li>・ 火薬類取締法施行令第12条（制令で定める火薬）</li><li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手續）</li></ul>
審 査 基 準：当該火薬の爆発又は燃焼が、 <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危害を生じさせるおそれがあるとき</li><li>(2) 他の法令で禁止されているとき</li></ul> 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日以内（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：消費地（消費地を管轄する警察署がないときは住所地を管轄する警察署）を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室保安係（電話095-820-0110 内線3177・3178）又は住所地若しくは事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：